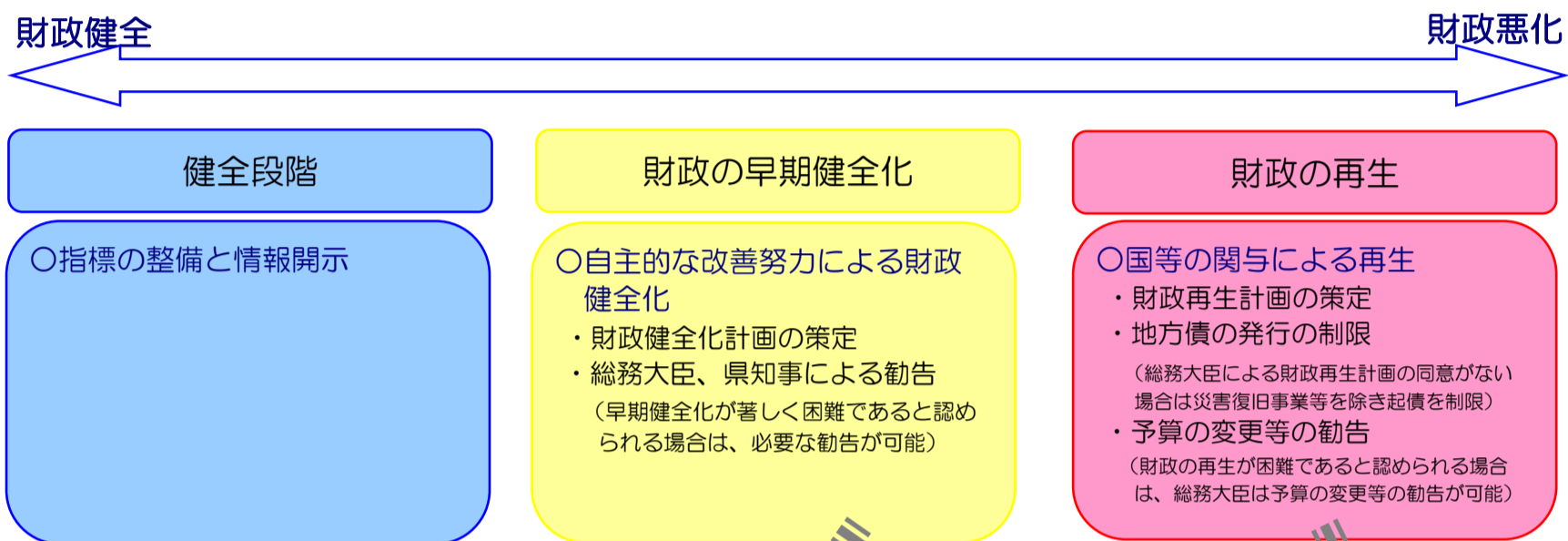


# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、各団体は健全化判断比率等の公表が義務付けられています。糸島市は全ての指数において、早期健全化基準を下回っており健全段階にあります。ただし、実質公債費比率が比較的高くなっているなど注意が必要な点もありますので、今後も慎重な財政運営が必要となります。



糸島市の各指標と早期健全化基準及び財政再生基準

指数の種類	指数の内容	H21決算による 糸島市の算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	— (実質赤字なし)	12.50%	20.00%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率	— (実質赤字なし)	17.50%	40.00%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	19.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	128.8%	350.0%	
資金不足比率 (公営企業のみ)	公営企業ごとの資金不足の比率	— (資金不足なし)	20.0%	